

令和2年第9回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年9月3日（木）13時30分から14時10分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員（19名）

会長	19番 原 心一
会長職務代理	7番 森安 正
委員	1番 水田 義郎 2番 平山 則雄 3番 横山 実男 4番 森田 良彦 5番 岡田 修一 6番 堀 昭雄 8番 宗石 和彦 9番 西村 広幸 10番 西岡 久 11番 山崎 彰 12番 三木 克司 13番 上島 陽子 14番 健山 佳広 15番 小松 和啓 16番 三谷 富重 17番 山内 茂 18番 岡本 博臣

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 非農地証明願いについて
第3号 農地法第4条の規定による届出について（報告）
第4号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第5号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第6号 下減面積の設定について
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 進
事務局次長 和田 小百合
事務局係長 公文 正志
農地主事 野島 和仁
農地係長 松浦 誠

7. 会議の概要

議長

開会（13時30分）

皆さん、こんにちは。推進委員の方で2人まだ見えておりませんけど、本日は全員出席の予定になっております。先日は全員研修、サンピア高知で行われた研修にご参加いただきまして有難うございました。ちょうど時期的にもですね、皆さん方大変お忙しい時期にご参加いただきましたことは、ほんとに感謝しております。また、台風につきましてもですね、9号は九州の西を通ったということで、本当に影響が無いかなあという感じでしたが、今度の10号はですね、また同じようなコースを通っていただくと被害も少なく済むかもわかりませんが、もうちょっととこう九州寄り、また四国寄りに入って行きますと大変大きいというふうなことも言われておりますので非常に心配なところもあります。

すけれども、十分にご注意をいただきたいというふうに思っております。
本日の会をただ今より進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひを致します。
配布資料に訂正がありますので訂正の報告をさせていただき、また本日の議事録の署名人につきましては山内委員、岡本委員にお願いを致しますので宜しくお願ひを致します。

- 事務局 すいません、議案書と資料の訂正をお願い致します。初めに議案書の3ページ。非農地証明願いですが、3ページの備考欄の上から3段目に10年前まではっていうのがあります、10年を15年に訂正をお願い致します。
次に議案書の11ページからですね、諮問第6号香美市農業振興地域整備計画の変更についてということですが、今日ですね、差し替えをすべてしていただくように別添で資料をつけておりますので。そちらをご覧いただくようにお願い致します。
それと次が写真資料の方なんですが、資料7-1、1番最後の案件になりますが、4条の届け出による資料7-1のですね、上と下のですね、ちょっと枠がずれております。下の写真資料を見ていただいた方がわかりやすいと思いますが、この黄色の枠がですね、線路の方へ近づいて資料の方へ近づくという形になります。135と136に当てはまってくるということになりますが、よろしくお願ひします。以上です。
- 議長 写真資料は下が線路。
- 事務局 線路側に見える屋根とですね、その北側にある屋根の家が今回の届け出の申請地になります。
- 議長 上の写真見たらよ、この1軒全然開ってないくがあるやんか。下の端、線路の近くに。
- 事務局 すいません、上の住宅地図の方もずれてまして、下のですね、線路沿いに2件ありますが、そこまで下がってきます。それとその上の1軒というか大きい長屋になってるところ。
- 議長 上の赤枠はもう関係ないということやね。
- 事務局 すいません、もうずれてます。
- 議長 はい。わかるかね。
- 事務局 下の写真資料の地番が見えますかね。僕もちょっとかすかに見える位なんで。
- 議長 それ全部入るね。
- 事務局 その135っていう一番下とその上に136。
- 議長 ようは下は②の矢印の先っちょあたりから下っていうことよね。
- 事務局 そうです。そういうことです。
- 議長 ほんで上の住宅地図については上の赤線、赤で囲まれちゃう2箇囲まれちゃうけど上は。

事務局	関係ないです。
議長	下の分がずっと下へ下りて線路のくまで下りてきます。以上です。 以上。
事務局	以上です。
議長	訂正が終わりましたが、わかりましたかね。
委員(全員)	はい。
議長	それではすいません、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町永野字タイトヲ尻29 9番1、地目は田、面積は80m²、外1筆、計2筆で合計面積261m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は6,252m²、譲渡理由は親族への贈与、譲受理由は親族より受贈、資料は1です。</p> <p>2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町梅久保字東角屋敷86 8番1、地目は田、面積は69m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積 は5,740m²、譲渡理由は贈与、譲受理由は受贈、資料は2です。</p> <p>農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている 調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断しております。 以上です。</p>
議長	<p>以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますのでご質問がある方は举手をお願いします。</p> <p>2件とも贈与ということで申請が出てきておりますので、状況から見るとですね、耕作放棄地になりそうな感じもするわけですが、そのまま放っておくというわけにもいかんということで、贈与したか、そこんところはようくわかりませんけども、こういう状況ですので、それぞれ所在の近くの委員さんはですね、これから注意をして見守っていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>ご質問ありませんか。</p>
	-----質 疑 な し -----
議長	格段無いようですので議案第1号につきまして採決に入りたいと思います が、ご異議ございませんかね。
	-----異 議 な し -----
議長	はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、申請の通り賛成の方の举手をお願いします。
	-----全員举手-----
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。

事務局

続きまして、議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。

議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町神通寺字七ツ城293番、地目は田、面積は297m²、利用状況は宅地、所有者、

申請人、[REDACTED]、非農地化した理由は、昭和40年に住宅を新築し、現在に至る。調査員は岡田委員で資料は3です。

2番、申請地は土佐山田町船谷字神母丸181番1、地目は畠、面積は475m²、利用状況は宅地、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、昭和30年当時、曾祖父[REDACTED]により、木造2階建て約100m²の居宅・納屋、昭和40年には約15m²の倉庫が建築された。平成28年に取壟されたが、井戸、水道が現存しており、宅地として維持管理している。なお、固定資産税も当時から現在まで宅地として支払っている。調査員は森田委員で資料は4です。

3番、申請地は土佐山田町久次字修理340番2、地目は田、面積は23m²、外2筆、計3筆、合計面積62m²、利用状況は宅地、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、詳しい時期は不明であるが、戦前から建物が建っており、商店や居宅として長く使用してきたが、一昨年7月に居住していた父が他界し、老朽化も著しかったことから、昨年夏に建物を壊した。今後隣接する土地と一体化して住宅を建設する計画を持っており、申請した。調査員は田村推進委員で資料は5です。

4番、申請地は土佐山田町楠目字楠目1058番1、地目は田、面積は221m²、利用状況は雑種地、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、南側部分には、昭和後期に建っていた建物を壊したが、その後は放置し、荒地のままで、南西角部分は父親が15年前までは元気で家庭菜園を行っていたが、それをやめた後は荒地のままである。北東角部分には、昭和45年頃に倉庫が建築され、現在に至る。当該倉庫が建築されている部分を除く北側部分は、平成10年頃から隣接居住者等の駐車場及び進入路（転回場）として利用され始め、現在に至る。調査員は堤委員で資料は6です。以上です。

議長

以上、説明が終わりましたので、順次1番岡田委員から補足説明をお願いします。

委員（5番）

[REDACTED]さんがお父さんで、家を建てたんですけど、資料3-1を見てもらうと、前が道路で東側が自分所有の農地です。北側が金廻川でその北に自分の所有の農地が車庫と倉庫と農地があります。うちが知っている限りずっと家が建っていましたね、このままの家が40年代から。何も問題はないと思います。

議長

すいません、続いて森田委員。

（委員4番）

資料の4-1をご覧いただきたいと思います。場所は工科大の正門の前になると思いますが、南側になると思いますが、船谷集落のほぼ真ん中の位置になります。先ほどの説明通りで8月4日に現地を確認を致しました。きれいに草も刈って管理されており、特に問題無いと思います。以上です。

議長

はい、すいません、続いて田村委員さん、すいません。

推進委員
(8番)

資料5ですね、2の方を見ていただいたらいいと思います。(1)、(2)がございます。今回申請が3筆なんですが、この(1)ですね、手前、黄色い点線から電柱までがですね、申請人の所有の土地でございまして、地目は宅地です。こ

の宅地を含めまして、西側と申しましょうか、県道が南ですから西側ですね、戦前から建物が建っておりましたけども、ここにありますように、住んでおったお父さんが亡くなりまして、建物を老朽化が著しいということで、昨年の夏に建物を取り壊して、現在更地になっています。それと341-7はですね、4月に非農地として認められました北側の農地への進入路として昭和年代に購入したものでございます。周りの状況は南側が県道、西側が自己所有の宅地、北西側もやはり自己所有の農地、北側は先ほど申しました自己所有の土地ということで東側に一部農地と接しておりますが、農地の所有者からは本件申請に係る同意を貰っておりますので特に問題は無いように思います。以上です。

議長 続いて堤委員さん、お願ひします。

委員（6番） 資料6-1をご覧ください。この場所はですね、鏡野中学校の前を東へ500m位、行ったところで、前の楠木小学校の跡地の斜め北というところの場所です。6-2をご覧ください。このようにほぼ駐車場で、後は荒れたところに除草剤をかけているということです。6-2の①の点線の南側にコンクリートで、これ赤線道やそうですが、この前側が農地でこの方の承諾も得ているということで、問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、有難うございました。

以上補足説明まで終わりましたので、ただ今より、議案第2号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

格段ありませんかね。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので議案第2号につきまして採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長 はい、それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして賛成の方の举手をお願い致します。

――全員举手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は上佐山田町山田島字島668番、地目は田、面積は561m²、貸人、[REDACTED]、借人、[REDACTED]

[REDACTED]、成立日、解約日、引渡日ともに令和2年7月31日、解約理由は条件の変更のためです。

2番、申請地は上佐山田町小田島字長閑丸353番、地目は田、面積は3,002m²、外1筆、計2筆、合計面積4,914m²、貸人、[REDACTED]

[REDACTED]、借人、[REDACTED]、成立日、解約日、は令和2年8月12日、引渡日は令和2年8月31日、解約理由は借り手変更のためです。

3番、申請地は土佐山田町字三ツ又1047番3、地目は田、面積は988m²、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、借入人、[REDACTED]、成立日は令和2年8月17日、解約日、引渡日は令和2年8月18日、解約理由は病気等で労力不足のためです。

4番、申請地は土佐山田町字三ツ又1047番1、地目は田、面積は3,619m²の内3,000m²、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借入人、[REDACTED]、成立日は令和2年8月17日、解約日、引渡日は令和2年8月18日、病気等で労力不足のためです。以上です。

議長 はい、以上説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はませんかね。

――質 疑 な し――

議長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第4号農地法第4条の規定による届け出についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第4条届出報告について説明します。

1番、申請地は土佐山田町宮前町135番、地目は田、面積は132m²、外1筆、計2筆で合計面積360m²、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て住宅、資料は7で、調査員は事務局公文です。以上です。

議長 以上、議案第4号につきまして報告がありました。ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。格段無いようですので、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての質問ですが、説明をお願いします。

事務局 議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

1番、新規設定です。土佐山田町加茂の農地、3,663m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は10年と4か月になります。

2番、同じく新規設定になります。土佐山田町の農地4筆、合計8,025m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、露地野菜を栽培します。賃借権で期間は10年になります。

続いて8ページに移ります。

3番も新規設定で、土佐山田町小田島の農地、3,605m²のうち3,550m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は10年です。

4番も新規設定になります。土佐山田町山田島の農地、561m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用賃借権で期間は10年となります。

9ページにいきます。

5番、新規設定で、土佐山田町小田島の農地2筆、合計4,914m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は14

年になります。

6番も、新規設定です。香北町五百歳の農地、866m²を [REDACTED] の [REDACTED]さんが借り受け、生姜を栽培します。貸借権で、期間は5年です。

次に10ページに移ります。

7番、再設定になります。香北町五百歳の農地、1,049m²を、[REDACTED]の [REDACTED]さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で、期間は10年です。

8番、新規設定です。香北町白川の農地、1,451m²のうち480m²を、[REDACTED]の [REDACTED]さんが借り受け、ブロッコリーを栽培します。使用貸借権で、期間は半年となります。適格法人にできるかどうか、この [REDACTED]さんが県の農業会議の方にも相談されたようですが、要件を満たさないということで今回、一般法人として、今回、[REDACTED]の代表取締役の所有する農地を借り受けるということです。以上になります。

議長 以上、議案第5号につきまして説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

格段ありませんか。

――質 疑 な し――

議長 はい、無いようですので採決に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全 員 挙 手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは続きまして議案第6号香美市農業振興地域整備計画の変更についての説明をお願いを致します。

事務局 資料、皆さん新しいこれだけの綴じをご用意ください。すいません、訂正がたくさんあり過ぎたので。もう新しく用意しました。それではご説明申し上げます。

議案第6号農業振興地域整備計画の変更について説明致します。

1番 上佐山田町三ツ又の農地で、資料は16になります。申請地は玄関入り口や駐車場として使用されており、固定資産税も平成11年より宅地並み課税であるということです。隣接地の同意も得ており、除外後は非農地とする予定となっております。

続いて2番 上佐山田町加茂の農地で、資料は17になります。転用者は [REDACTED] で、香美市のお客様からの需要が高いということで事業拡大のための除外になります。既存の畝園に隣接しているため、参拝者用のトイレや休憩所をそのまま使用することが可能であり、駐車場、墓地区画、参拝通路、緑地、水路等がとれる十分な面積があることから申請地を選定したということです。周囲の農地からは、同意書が提出されており、中山間の対象になるんですが、担当者の方には連絡済みです。

続いて3番、4番、5番になりますが、所有者も転用者も違いますが、上佐山田町船谷の隣接した農地6筆になります。資料は18、19、20になります。いずれも太陽光発電の案件で、理由の方が「イノシシ等による獣害が頗著となり、不耕作地となっている。雑草の管理を含め、生産性がないため、貸して収益を得たい」ということです。隣接農地からは、同意書が提出されております。といいますか、お互いに同意書にお名前を書いておりまして、5番の案件のみ同意が得られなかった所有者に関して、理由書と被害防除計画が添付されており

ます。

次に6番にいきます。土佐山田町角茂谷の農地で、資料は21になります。既存の墓地が山間部にあるため、家族の高齢化とともに参拝、維持管理が困難であることから、自宅の近くを墓地、駐車場、物置等に転用するものです。なお、すでに農地として使用していないことから始末書が添付されております。

次に7番 香北町小川の農地で、資料は22番になります。転用者は、所有者さんのお孫さんになります。

「現在市営住宅に居住しているが、ひ孫の成長につれ手狭になってきた。申請地近くには、転用者の両親も住んでおり、4世代がお互いに協力するために」という理由で除外申請するものです。自己住宅を建築するにあたり、すでに分筆しており、1筆すべての除外申請となります。

次に8番 香北町小川の農地で、資料は23になります。所有者の息子さんが転用者になります。以前、180番の地目のところが一部除外申請で提出されておりましたけれども、それを一旦取り消しまして今回、住宅建設にあたり分筆をしてからの申請となりました。所有者が物部町で柿子を作っており、今回の転用者も農業兼大工ということで敷地内に農業用倉庫と作業場を作るということです。1筆すべての除外申請となっております。隣接地からの同意は添付されております。

12ページに移ります。9番、香北町龍生野の農地で、資料は24になります。一般住宅への転用で、申請地は一種農地ですが、集落接続がありますので転用が可能です。また、中山間の対象農地でしたので、担当者とも調整しております。隣地の同意書も添付されております。

次に10番、香北町美良布の農地で、資料は25になります。転用者は株式会社 毛利土地で、分譲宅地への転用のための除外です。所有者には子どもさんがいるものの農業を継ぐ者がいないため、将来のことを考え、譲渡するということです。中山間の対象農地でしたので、担当者へは連絡しております。隣接農地の同意書も添付されております。

次に11番、香北町岩改の農地で、資料は26になります。

平成10年頃から山林になっており、始末書も添付されております。これも非農地案件です。

続いて12番、香北町日ノ御子の農地で、資料は27です。

申請地は、20年以上前から農地としては利用しておらず、宅地の一部として利用していたということで、今回個人墓地に転用するものです。こちらも非農地案件になります。

次に13番、香北町五百歳の農地で、資料は28です。申請地は昭和55年頃より耕作が行われておらず、すでに長期にわたり森林状態で放置されているということで現状に即した地目に変更したいということで、変更が出てきました。こちらも非農地案件となります。

14番、香北町猪野々の農地で、資料は29になります。

申請者は高齢であり、水稻を栽培してきましたが、生産性が低いこと、隣接地が山林であることから、今後クヌギを植林したいということです。申請地の850m²の土地に255本のクヌギを植林する予定となっております。

13ページに移ります。15番、香北町猪野々の農地8筆で、資料は30をご覧ください。

申請地は、高齢と病気のため20年前から現在のような状態で、耕作できておりません。隣接地の同意書は添付されておりませんが、申請書の方には「20年前から現在に至っているので、隣接の者も納得している」というふうに説明が書かれております。

16番と17番は、所有者と転用者がそれぞれ同じ方になります。太陽光発電の案件で、資料は31と32になります。香北町大井平の前屋敷の3筆と西前野屋敷の6筆で、除外の理由は、「申請者は高齢で、今後の耕作に不安を感じていたところ、太陽光発電装置の申し出があった」ということです。

どちらも隣接地の同意書は添付されております。

次に18番、香北町朴ノ木の農地で、資料は33です。既存の墓地が急峻な土地で崩落の危険性があるため、申請地への移転を望むものです。申請地は一種農地ですが、集落接続があり転用可能です。隣接地の同意も添付されております。

14ページに移ります。19番、香北町朴ノ木の農地で資料は34になります。申請地は、水稻に必要な水が少なく、近年は休耕中でした。申請者が高齢と病気のため耕作できないことから、[]へ寄付をし、墓地にするものです。近隣は檀家さんということで反対はないというお話をしたが、一応隣接地の同意書をいただくように現在お願ひしております。

20番、香北町白石の農地で、資料は35になります。既存の墓地が前住所地である折にあり、現住所から遠いため、今回自宅から近く、維持管理しやすい申請地に新しく墓地を建設するものです。

次に21番、物部町押谷の農地で、資料は36になります。[]の携帯電話基地局で、48m²のうち9m²を転用するものです。

最後になります。22番、物部町大西の農地で、資料は37になります。譲受人は平成30年に神戸から移住してきて、近隣の高齢者の農業のお手伝いや生活の手助けなどして生活してきました。

今回、農業者として地域に永住することを希望し、申請地に住宅を建設するものです。

隣接地の同意書は添付されており、排水等の同意も取れております。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが。皆さん方からご質問があれば手を挙げていただきたいと思いますが、何かありませんかね。

33番やけんど、写真でどこへ墓を作るのかわかつてない。場所的には。

198.34から23.なんばつていうのは書いちゅうけれども、その内の位置的なもの、だいたい県で申請が出てくるときなんか土地の写真の中にですね、この辺りを転用しますっていうのが出てくるわけですよ。

皆さん方、他に何かあればちょっと考えちょっと頂きたいと思います。

推進委員(14番) すいません、この31の土地なんですけど、太陽光発電ですけど、これは前も聞きましたけど、今から何年後になるんですか

議長 公文君の方から説明します。

事務局 まず除外が終わって、それから転用になりますが、除外がですね、早くも来年の2月頃に県の方へこの分が出来る予定で、今、先に受けた除外です。去年の1月と今年の7月に受けた分を今県と協議をしゆうのが今年いっぱい終わる予定で進めてます。それが終わった後、この分、4月に受けた分と来年の1月に受けた分を2月に農業委員会へ1月分をかけて、3月に県へ上げる予定なのでそこから、早くも8ヶ月で除外が終わって転用になるので、早くても再来年ぐらいになるんじゃないかなと思います。

推進委員(14番) わかりました。有難うございました。

議長 それ位時間かかるですよ。

推進委員(14番) 今、ちょっと作りゆうき、ほら。そう思って。

事務局 作をされゆう。

推進委員
(14番)
議長

事務局
議長

うん。
そうかそうか、そのところはうまいこと。
それは大丈夫です。
すいません、私が今ちょっと聞いたがですけど、皆さん方すいませんが、資料の33-1を開けてくれますか。それで、写真があってですね、青く塗つてありますと、場所的には①という丸印のところの矢印のところ、土地から言いますと右の下に各区、そこを分筆するというか、墓地にするというかかたちになりますのでご報告しておきます。
他に何かありませんか。

――質疑なし――

格段無いようですので、採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長
はい、それでは議案第6号香美市農業振興地域整備計画変更についての諮問ですが、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長
はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第7号のその他の件となっておりますが、事務局の方何かありますか。無し。各段無いようですので、あと引き続いてですね、農地利用最適化推進委員さんの意見交換会を行いたいと思いますが、少し休憩を取りたいと思いますのでよろしくお願ひします。
皆さん方全員揃った段階でですね、始めたいと思いますのでよろしくお願ひします。

閉会(14時07分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原心一(印)

署名人 山内芳(印)

署名人 関本博臣(印)